

# 項目ごとの現状と課題

## 資料 3

### 【整理表】

| 分類   | 項目                      | 現在の取組                | 頁 |
|--|-------------------------|----------------------|---|
| 1<br>地域<br>全体<br>が<br>つ<br>な<br>が<br>り<br>、<br>支<br>え<br>合<br>う<br>ま<br>ち<br>づ<br>く<br>り | ①住民活動・住民組織への支援          | 地域の健康づくりの支援          | 1 |
|  |                         | 米子市まちづくり活動支援交付金      |   |
|  |                         | コーディネーターの配置          |   |
|  |                         | 精神保健ボランティア講座の開催      |   |
|  |                         | 地区社会福祉協議会との連携        |   |
|  |                         | ボランティア協議会の運営         |   |
|  | ②官民協働・福祉以外の分野との協働       | 医療・健康づくり分野での取組       | 2 |
|  |                         | ふるさと納税               |   |
|  |                         | 犯罪被害者支援              |   |
|  |                         | 青少年育成米子市民会議          |   |
|  |                         | NPOとの連携              |   |
|  |                         | 共同募金                 |   |
|  | ③地域福祉・住民交流の拠点の整備        | 社会福祉法人連絡会            | 3 |
|  |                         | 地域拠点における健康相談等        | 4 |
|  |                         | 地域拠点における生きがいづくり、介護予防 |   |
|  |                         | 地域活動支援センターの設置        |   |
|  |                         | 隣保館の活用               |   |
|  | 公民館                     |                      |   |
|  | ④災害に備えた支え合い体制の構築        | 地域防災体制の整備            | 5 |
|  |                         | 災害時避難行動要支援者の支援体制の整備  |   |
|  |                         | 支え愛マップの作成支援          |   |
|  | ⑤自死に追い込まれない社会づくり        | こころの相談窓口             | 6 |
|  |                         | ゲートキーパーの育成           |   |
|  | ⑥支援を必要とする人の把握・発見の仕組みづくり | 妊産婦・乳幼児等支援           | 7 |
|  |                         | 保育施設等との連携            |   |
|  |                         | 児童扶養手当等申請受付窓口での聞き取り  |   |
|  |                         | 民生委員による高齢者訪問活動       |   |
| 緊急通報装置の設置  |                         |                      |   |
| 地域包括支援センターによる実態把握  |                         |                      |   |
| 認知症高齢者等事前登録制度  |                         |                      |   |
| 中山間集落見守り活動に関する協定   |                         |                      |   |
| 障がいのある人の把握   |                         |                      |   |
| ひきこもりの人の把握   |                         |                      |   |

| 分類                                   | 項目                       | 現在の取組               | 頁  |
|--------------------------------------|--------------------------|---------------------|----|
| 1<br>地域全体が<br>つながり、<br>支え合う<br>まちづくり | ⑥支援を必要とする人の把握・発見の仕組みづくり  | 消費生活相談              | 8  |
|                                      |                          | 高齢者見守り              |    |
|                                      | ⑦地域の交通手段の確保・外出支援         | 高齢者の買い物支援           | 9  |
|                                      |                          | タクシーチケット券助成事業       |    |
|                                      |                          | 公共交通の整備             |    |
|                                      | ⑧地区版地域福祉活動計画の策定          | 地区版地域福祉活動計画の策定      | 10 |
|                                      | ⑨誰もが活躍できる環境の整備           | スポーツ少年団活動の支援        | 11 |
|                                      |                          | 学校体育施設開放            |    |
|                                      |                          | 老人クラブ連合会、シルバー人材センター |    |
|                                      |                          | ファミリー・サポート・センター     |    |
|                                      |                          | 障害者就労施設等からの優先調達     |    |
|                                      |                          | 障がい者アート展の開催         |    |
|                                      |                          | スポーツイベント等への助成       |    |
|                                      |                          | 公民館を通じた活躍の場         |    |
|                                      | ⑩誰もが自分らしく暮らすための支援の仕組みづくり | 介護予防活動              | 12 |
|                                      |                          | 認知症カフェの取組           |    |
|                                      |                          | 認知症サポーター養成講座の開催     |    |
|                                      |                          | 認知症行方不明者等捜索模擬訓練の実施  |    |
|                                      |                          | 老人福祉センターの運営         |    |
|                                      |                          | 精神障がい者の地域移行支援       |    |
| 地域生活支援拠点の整備                          |                          |                     |    |
| 健康相談窓口、こころの相談窓口                      |                          |                     |    |
| 子育て支援センターによる相談支援                     |                          | 13                  |    |
| 家庭教育支援                               |                          |                     |    |
| 乳幼児・妊産婦等支援                           |                          |                     |    |
| 児童文化センターの運営                          |                          |                     |    |
| 保育施設と地域住民との交流                        |                          |                     |    |
| 公共施設のバリアフリー化                         |                          |                     |    |
| 交通バリアフリー                             |                          |                     |    |
| 合理的配慮の提供                             |                          |                     |    |
| ヘルプマークの配付等                           |                          |                     |    |

| 分類  | 項目                | 現在の取組                   | 頁  |
|---|-------------------|-------------------------|----|
| 2<br>未来へつな<br>がる人づく<br>り                    | ①地域の人材発掘・人材育成     | 健康づくりに関する人材育成           | 14 |
|   |                   | 公民館における人材発掘             |    |
|   |                   | 学習講座                    |    |
|   | ②福祉職従事者の確保・育成     | 学生実習受入れ                 | 15 |
|   |                   | 保育士確保                   |    |
|   |                   | 保育施設等の職員向け研修            |    |
|   |                   | 福祉人材の育成                 |    |
|   | ③住民の福祉意識の啓発       | 介護予防地区健康講座の開催           | 16 |
|   |                   | 障がい者福祉に関する研修等の実施        |    |
|   |                   | 男女共同参画に関する取組            |    |
|   |                   | 人権教育・啓発の推進              |    |
|   |                   | 公民館活動の中での住民への意識啓発       |    |
|   |                   | 地域福祉に関する研修会の開催          |    |
| ④福祉教育の推進                                    | 学校と他機関との交流        | 17                      |    |
|   | 福祉教育に関する支援        |                         |    |
|   | 高齢者疑似体験学習、認知症理解教室 |                         |    |
|   | 保育施設と地域住民の交流      |                         |    |
| 3<br>総合的な支<br>援の推<br>進<br>適切なサ<br>ービス提<br>供 | ①総合的な相談援助の仕組みの創設  | こども総合相談窓口               | 18 |
|   |                   | 障がい者の基幹相談支援センターの設置      |    |
|   | ②困難を抱える人への横断的な支援  | 子育てに関する相談支援             | 19 |
|   |                   | こども☆みらい塾の運営             |    |
|   |                   | 養護老人ホームへの入所措置           |    |
|   |                   | 生活困窮者自立支援事業             |    |
|   |                   | 犯罪をした人等への社会復帰支援         |    |
|   |                   | 人権に関する相談支援              |    |
|   | 保健師による連絡調整        |                         |    |
|   | ③適切な福祉サービスの提供     | ケアプラン点検・指導              | 20 |
|   |                   | 事業計画に基づいたサービス提供         |    |
|   |                   | 障がい福祉サービスの検証            |    |
|   |                   | サービス等利用計画に係るモニタリング結果の検証 |    |
|   | ④虐待から守るための支援      | 児童虐待に関する対策              | 21 |
|   |                   | 妊娠期から子育て期にかけての相談支援      |    |
| 高齢者虐待に関する対策                                 |                   |                         |    |
| 保育施設との連携                                    |                   |                         |    |
| 障がい者虐待に関する対策                                |                   |                         |    |
| 生活困窮世帯の支援                                   |                   |                         |    |

| 分類   | 項目                 | 現在の取組                   | 頁  |
|--|--------------------|-------------------------|----|
| 3<br>総合的な<br>支援・<br>適切なサ<br>ービス提<br>供の推<br>進 | ⑤権利擁護の推進           | 市民後見人養成講座の開催            | 22 |
|  |                    | ひとり親家庭の家計相談             |    |
|  |                    | 日常生活自立支援事業              |    |
|  |                    | 成年後見制度の活用               |    |
|  | ⑥心身の健康づくり・健康寿命の延伸  | 健診受診率の向上のための取組          | 23 |
|  |                    | 健康相談・健康意識の啓発            |    |
|  |                    | 介護予防・フレイル対策             |    |
|  |                    | こころの広場の実施               |    |
|  | ⑦自立した生活のための居住・就労支援 | 母子生活支援施設への入所措置          | 24 |
|  |                    | 生活困窮者自立支援事業             |    |
|  |                    | 住居確保給付支援事業              |    |
|  |                    | 住宅に困窮する低額所得者に対する市営住宅の供給 |    |
|  |                    | あんしん賃貸支援事業              |    |
|  |                    | 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業      |    |
|  |                    | 鳥取県家賃債務保証事業             |    |
|  |                    | ひとり親家庭の住まいの確保           |    |
|  |                    | 障がいのある人の住まいの確保          |    |
|  |                    | 在宅生活の支援                 |    |
|  |                    | 高齢者の雇用対策                |    |
| シルバー人材センター支援事業                               |                    |                         |    |
| 生活困窮者自立相談支援事業                                |                    |                         |    |
| 生活保護受給者就労支援事業                                |                    |                         |    |
| ひとり親家庭の就労支援                                  |                    |                         |    |
| 障がいのある人への就労支援                                |                    |                         |    |

## 住民活動・住民組織への支援

高齢化やライフスタイルの変化等に伴い、地域での活動者の高齢化と後継者の不足が問題となっている。ボランティア団体やNPO等の地域に関わる社会資源との連携により、新たな地域力を生み出す必要がある。

### 【取組の例】

- 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
  - ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
  - ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
  - ・有償ボランティアの活用
  - ・ボランティアと要支援者とのマッチング支援

| 現状  | 課題  |
|---|---|
| <p>○<b>地域の健康づくり活動への支援（健康対策課）</b><br/>地域ぐるみで積極的な「健康づくり」を推進する住民組織への支援を行う</p> <p>【平成30年度】<br/>食生活改善推進員 617人<br/>地区保健推進員 622人</p>   | <p>地域での活動者の高齢化、共稼ぎ世帯の増加、退職後も就業している人が多いなどの理由で役の引き受け手がいない。自治会での様々な役割がある中、各種の役割を果たす住民組織の在り方について見直しが必要である。</p>  |
| <p>○<b>米子市まちづくり活動支援交付金（地域振興課）</b><br/>「米子市まちづくり活動支援交付金」による住民主体の活動支援</p> <p>【平成30年度】<br/>4団体</p>   | <p>本制度に対する住民にニーズ等を把握・分析することにより、本事業が、市民による公益活動への支援方策として時代のニーズ等に適合しているか否か等について再点検し、その結果を踏まえて制度再構築に向けた考え方をとりまとめる。</p>  |
| <p>○<b>コーディネーターの配置（長寿社会課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉コーディネーター 1名 配置（社会福祉協議会に委託）<br/>地域の福祉ニーズの把握、ニーズを踏まえたサービスの創出推進等に取り組む</li> <li>・生活支援コーディネーター 1名 長寿社会課に配置<br/>多様化する高齢者の生活支援のニーズに対応するため、地域ニーズの把握、フォーマル、インフォーマルサービスの把握をし、必要なマッチングを行っている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のニーズや資源の把握に努めているが、生活支援の担い手の養成や住民主体のサービスの開発には至っていない。</li> <li>・市内全域を各一名体制では、対応しきれていない。</li> <li>・地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの業務の在り方、連携体制の構築が必要。</li> </ul> |
| <p>○<b>精神保健ボランティア講座の開催（障がい者支援課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者に対する理解を深め、支援者を拡大するため「精神保健ボランティア講座」を、社会福祉協議会のボランティアセンターと協力して開催している。</li> </ul> <p>【平成29年度実績】<br/>実施回数 6回(連続講座)<br/>受講者数 8人</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年参加者が集まらない。</li> <li>・講座修了者が活動する場が少なく、継続的なつながりを確保することが難しい。</li> </ul>  |
| <p>○<b>地区社会福祉協議会との連携（米子市社会福祉協議会）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米子市社会福祉協議会が各地区社会福祉協議会と連携、協力し地域福祉活動を進めている。</li> </ul> <p>○<b>ボランティア協議会の運営（米子市社会福祉協議会）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米子市内のボランティア登録115団体。<br/>米子市ボランティア協議会は20団体にて構成している。イベント、啓発活動や施設、個人へのボランティア紹介等を実施している。</li> </ul> | <p>住民組織について、活動者のなり手不足、高齢化が課題である。住民組織への支援方法、活動の効率化、適正化について検討が必要である。</p>  |

## 官民協働・福祉以外の分野との協働

地域における社会問題やニーズが多様化している中で、市の予算・人員は共に逼迫しており、独力でそれらに対応することは困難な状況にあることから、様々な資金確保の手段を講じるとともに、官民協働により、分野を超えた取組を推進する必要がある。

### 【取組の例】

- 地域づくりにおける官民協働や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
  - ・共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組
  - ・企業の社会貢献活動との協働等の取組
  - ・社会福祉法人連絡会を活用し、社会福祉法人の社会貢献活動の連携促進
- 複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
  - ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
  - ・企業、任意団体、NPO、大学等との連携
  - ・地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する「ソーシャルビジネス」・「コミュニティビジネス」の立ち上げ支援、連携
  - ・AI（人工知能）やVR（仮想現実）などの新たな技術を活用した事業などへの協力
- 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
  - ・中間的就労の受入れ等

| 現状  | 課題  |
|---|---|
| <p>○医療・健康づくり分野での取組（健康対策課）</p> <p>子どもの健診・予防接種等、医師会・歯科医師会と連携し、個別健診・個別予防接種や集団健診を用いて実施している。大人の検診では、個別医療機関受診をすすめ、受診者数も伸びている。また、公民館祭の健康相談では、1地区をカーブス（企業）と共同して実施。鳥取大学医学部と研究協力をを行い、フレイル対策事業を実施予定（H31年度～）</p> <p>【平成29年度実績】</p> <p>子どもの個別健診 小児科医療機関へ委託<br/>子どもの集団健診 西部医師会へ依頼し、健診医を派遣してもらっている</p> | <p>鳥取大学医学部との研究協力では、双方の研究目的と米子市の方針との調整に難航している。複数の企業・団体と連携していく中で、米子市の求める方向性を確立し連携強化していく必要がある。</p> |
| <p>○ふるさと納税（商工課）</p> <p>ふるさと納税の用途の1つに、地域福祉の充実等に寄附を活用する「地域の力応援団」を設けている。</p> <p>【平成29年度実績】</p> <p>ふるさと納税のうち用途「地域の力応援団」を指定した寄附 51,662,866円<br/>（活用事例）<br/>循環バス（だんだんバス）車両購入、交通安全運動推進事業、消防団装備資機材整備等</p>   | <p>地域福祉の充実に寄与するよう、寄附金の効果的な使い道を検討していく必要がある。</p>  |
| <p>○犯罪被害者支援（防災安全課）</p> <p>犯罪被害者の視点に立った支援がされるよう民間被害者支援団体「公益社団法人とっとり被害者支援センター」の事業運営経費について負担を行っている。また、防災安全課が犯罪被害者等の相談窓口として、犯罪被害者等からの相談があれば関係部局および同支援センターへの案内を行う体制をとっている。</p> <p>【平成29年度末現在】</p> <p>公益社団法人とっとり被害者支援センター<br/>犯罪被害者支援事業費（平成29年度分）448,000円<br/>犯罪被害者等の相談件数 0件</p>              | <p>過去に犯罪被害の相談が寄せられたことがないため、防災安全課が犯罪被害者等の相談窓口であることを周知徹底する。</p>                                   |
| <p>○青少年育成米子市民会議の事務局（子育て支援課）</p> <p>青少年の健全育成を図ることを目標とし、青少年育成鳥取県民会議と連携して事業実施。構成する64の市民団体と情報交換。</p> <p>○米子市子ども会連合会の事務局（子育て支援課）</p> <p>子ども会連合会の傷害保険に係る事務、会議の運営等を担当。</p>   | <p>構成する64の市民団体との連携が困難である。</p>   |
| <p>○NPOとの連携（障がい者支援課）</p> <p>障がい分野に関わるNPO等の団体の活動に対し、市職員の参加や後援を通じた支援を行っている。</p> <p>○農福連携</p> <p>福祉と農業との連携である「農福連携」の事業について、鳥取県が実施している。</p>   | <p>NPOの活動は、市が行う公的なサービスを補完するものが多く、連携する必要性は高まることが予想されるが、市で全体像を把握できておらず、場当たり的な対応になっている。</p>        |

| 現状   | 課題   |             |             |     |    |             |             |             |    |            |            |            |    |             |             |             |  |
|--|--|-------------|-------------|-----|----|-------------|-------------|-------------|----|------------|------------|------------|----|-------------|-------------|-------------|--|
| <p>○共同募金（米子市社会福祉協議会）</p> <p>地域福祉活動推進を目的に共同募金活動を実施している。自治会加入率の減少等に伴い募金額は減少傾向にある。</p> <table border="1" data-bbox="201 308 772 448"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>23,096,177円</td> <td>21,644,426円</td> <td>21,970,400円</td> </tr> <tr> <td>歳末</td> <td>3,299,283円</td> <td>3,078,610円</td> <td>3,034,385円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,395,460円</td> <td>24,723,036円</td> <td>25,004,785円</td> </tr> </tbody> </table> |  | H27         | H28         | H29 | 一般 | 23,096,177円 | 21,644,426円 | 21,970,400円 | 歳末 | 3,299,283円 | 3,078,610円 | 3,034,385円 | 合計 | 26,395,460円 | 24,723,036円 | 25,004,785円 | <p>地域福祉活動推進のためには資金確保が必要であり、共同募金については、現在の活動に加えて新たな募金方法等を検討することが必要である。また住民に対して共同募金の趣旨、必要性について効果的に啓発できる方法の検討が必要である。</p> |
|  | H27  | H28         | H29         |     |    |             |             |             |    |            |            |            |    |             |             |             |  |
| 一般   | 23,096,177円  | 21,644,426円 | 21,970,400円 |     |    |             |             |             |    |            |            |            |    |             |             |             |  |
| 歳末   | 3,299,283円   | 3,078,610円  | 3,034,385円  |     |    |             |             |             |    |            |            |            |    |             |             |             |  |
| 合計   | 26,395,460円  | 24,723,036円 | 25,004,785円 |     |    |             |             |             |    |            |            |            |    |             |             |             |  |
| <p>○社会福祉法人連絡会（米子市社会福祉協議会）</p> <p>社会福祉法人による社会貢献活動実施等を目的に社会福祉法人等連絡会を開催している。</p>  | <p>連絡会の活動内容や加盟法人の協力体制などの議論が充分ではなく、今後具体的な活動に向けて検討していく必要がある。</p> |             |             |     |    |             |             |             |    |            |            |            |    |             |             |             |  |

## 地域福祉・住民交流の拠点の整備

住民の「我が事」の意識醸成には、課題を抱える人だけではなく、全ての住民が気軽に情報交換できる場が必要である。考えられる拠点として第一には公民館があるが、その他の住民の集まる場所との交流により、より幅広い支え合い活動が期待できる。

**【取組の例】**

○地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

- ・誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民とボランティアや専門職等との話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点
- ・公民館を地域福祉活動や地域交流の拠点として活用し、その他の地域拠点との連携・交流を促進

| 現状   | 課題  |
|--|---|
| <p>○<b>地域拠点における健康相談等（健康対策課）</b><br/>健康づくり活動の一環とし、公民館を中心に、健康相談・講演会を実施したり、地区保健推進員・食生活改善推進員とともに調理実習を実施したりしている。また、自治会館等で、まちの保健室(平成30年度より)を実施。</p> <p><b>【平成29年度】</b><br/>健康相談(公民館)：41回 995人<br/>健康講座(公民館)：58回 2339人<br/>調理実習(公民館)：27回 524人</p>   | <p>ふれあいの里だけでなく、各公民館での健康教室・相談ができる体制づくり。公民館の活用について関係機関と共有していく必要がある。</p>   |
| <p>○<b>地域拠点における生きがづくり、介護予防（長寿社会課）</b><br/>考えられる拠点と活用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館(29)、自治会集会所(306)<br/>→ふれあいきいきサロン(158団体)、やって未来や塾(29団体)、老人クラブ(85団体)<br/>その他各種趣味サークル活動</li> <li>・老人福祉センター、ふれあいの里(3)<br/>→囲碁、将棋、陶芸等の趣味活動、ふらっと運動体験等各種事業</li> <li>・介護施設等<br/>→認知症カフェ(14)</li> <li>・その他、自治会等運営交流拠点<br/>→小売り商店等</li> </ul> | <p>・活動団体数が減っている。(老人クラブ)</p>   |
| <p>○<b>地域活動支援センターの設置（障がい者支援課）</b><br/>創作的活動や生産活動の機会を提供する「地域活動支援センター」の運営を支援し、障がいのある人の社会との交流を促進している。<br/>平成29年度 市内6事業所</p>   | <p>利用者のニーズ等を踏まえ、地域活動支援センターの役割と機能の整理、他の福祉サービスとの整理が必要である。</p>   |
| <p>○<b>隣保館の活用（人権政策課）</b><br/>・隣保館(3か所)において、人権課題解決に向けた隣保館講座・地区内外等交流会・各種教室を実施している。また、隣接する児童館と連携した活動も行っている。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同和地区内と地区外が一緒になった地域交流の拠点となっていく必要がある。</li> <li>・地域により活動を支える人員に差があり、また地域住民の中でも活動に対する温度差がある。</li> </ul> |
| <p>○<b>公民館（生涯学習課）</b><br/>公民館H29年間利用者数 322,917人</p>  | <p>現在では、課題のない者が公民館に集っているとは言い難い。社会教育を受けたい、生涯を通して学習したいという意向は個人の自由意志である。昔は、ただお茶を飲んで話をするを目的に来館する者がいたが、その対応は、職員のボランティア精神に困っている部分が大であった。</p>      |

# 災害に備えた支え合い体制の構築

災害が発生した際、特に高齢者や障がい者等の避難支援については、行政だけではなく、住民同士の支え合いが不可欠である。そのため、災害発生時の支え合いの仕組みづくりと、防災訓練や研修等を通じた住民の防災意識の啓発が必要である。

## 【取組の例】

- ・福祉避難所の拡大
- ・防災に関する研修や講習会の開催
- ・自主防災組織の結成促進と育成支援
- ・地域における防災リーダーの育成
- ・支え愛マップの作成と更新の推進
- ・地域への避難行動要支援者情報の整備・提供、要援護者登録制度の推進
- ・災害時避難行動要支援者の避難支援を含めた防災訓練の実施
- ・障がい者や高齢者等の特性を考慮した情報提供の在り方

| 現状   | 課題   |
|--|--|
| <p>○<b>地域防災体制の整備（防災安全課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設13施設と「災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書」を締結し、市の福祉避難所として指定をしている。合計受入可能数：439人</li> <li>・自主防災組織が未結成自治会に対して、職員が個別訪問し、結成を促進している。また、実施される訓練の支援や出前講座を積極的に行っている。</li> <li>・自助・共助の重要性を理解してもらうことを目的の1つとして、災害時避難行動要支援者を含めた防災訓練を実施している。</li> <li>・防災無線のデジタル化更新事業を行っており、併せて戸別受信機の設置場所について検討するとともに、障がい者団体と意見交換をしている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市における避難行動要支援者数17,478人（H28.4）に対して、受入可能数が極めて少ない。今後、福祉避難所の拡大が必要である。</li> <li>・自主防災組織結成率は年々上昇しているが、県内平均と比較すると約10%低い状況。また、活動がない自主防災組織もあり、今後の活動をどう促していくかを検討する必要がある。</li> <li>・訓練では支援者が割り当てられているが、実際に自治会内では決まってないケースが多いことや自治会単位での訓練には避難行動要支援者はほぼ参加していない。</li> <li>・障がい別で特化した情報伝達が困難であり、100%受け身では情報伝達は不可能。障がい者側も自ら情報を取得する意識付けが必要である。</li> </ul> |
| <p>○<b>災害時避難行動要支援者の支援体制（長寿社会課、障がい者支援課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の要援護者の登録希望者の台帳登録 【平成30年3月末時点登録者数】3261</li> <li>・避難行動要支援者名簿の整備</li> <li>・民生委員による高齢者実態調査での単身高齢者等の把握活動</li> <li>・災害発生時の恐れがある場合、高齢者世帯を対象とした地域包括支援センター職員による安否確認</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に聴覚障がい者、視覚障がい者については、災害時の情報伝達方法が確立されておらず、避難時の誘導などで、公的支援では限界があるため、地域住民の協力が不可欠である。個別受信機の設置について、関係団体等と検討している。</li> <li>・要支援者登録を行っている人について、実際に災害が発生した場合の対応方法が確立されていない。</li> </ul>  |
| <p>○<b>支え愛マップの作成支援（米子市社会福祉協議会）</b></p> <p>災害時の地域住民の支え合いの体制づくりや意識向上を目的に、自治会ごとの「支え愛マップ」の作成を推進している。県と市からの一部補助金あり。要望のある自治会に対して、支え愛マップづくりについての説明会、啓発活動を行っている。</p> <p>【平成30年度現在】<br/>米子市災害時要支援者対策推進事業（補助金）活用自治会 62自治会</p>  | <p>マップ作成自治会が少ないため、今後も啓発活動の推進が必要である。</p> <p>また、マップ作成で取組が止まってしまう、マップの更新や、マップを活用した避難訓練等の取組につながっていない地区があるので、マップ作成後のフォロー体制を整備する必要がある。</p>   |

# 自死に追い込まれない社会づくり

自死はその多くが社会的孤独や精神疾患等の様々な要因により追い込まれた末の死であり、早期支援により防ぐことができると考えられることから、自死を発生させない社会づくりに取り組んでいく必要がある。

## 【取組の例】

- 自死対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ・状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくり
- ・誰もが立ち寄れる居場所づくり
- ・複合的課題に対応するためのネットワークづくり

| 現状   | 課題   |
|--|--|
| <p>○こころの相談窓口（健康対策課）</p> <p>○ゲートキーパーの育成（健康対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市民への周知・啓発や、自死対策を支える人材（ゲートキーパー）を育成するため、地区の講座など様々な機会に主に保健師が講話を行っている。</li></ul> <p>【平成29年度実績】</p> <p>ゲートキーパー養成状況</p> <p>講話回数 36回</p> <p>参加者数 826人</p> <p>※米子市自死対策計画をH30年度に策定予定</p> | <p>自死者数が比較的多い働く世代の男性に対し、直接働きかける機会が乏しい。</p> |

# 支援を必要とする人の把握・発見の仕組みづくり

支援を必要とする人の状況把握や発見のためには、隣近所の方や民生委員等の地域活動者の協力が不可欠である。また、何か問題が起こってからの対応ではなく、未然に問題を防ぐための日常的な見守りや相談支援体制が重要である。

**【取組の例】**

- ・地域拠点と民生委員や在宅福祉員、福祉専門職との連携
- ・警察、消防や郵便局等との連携による安否確認・緊急対応
- ・地域の見守り活動の推進
- ・相談窓口や相談ダイヤルの周知
- ・コミュニティワーカー等によるアウトリーチ

| 現状   | 課題   |
|--|--|
| <p>○<b>妊産婦・乳幼児等支援（こども相談課・健康対策課）</b><br/>妊娠届出時、赤ちゃん訪問、乳幼児健診などを通して支援を必要とする人の把握に努めている。</p> <p><b>【平成29年度】</b><br/>妊娠届 1,336人<br/>マタニティー・ベビー相談 627人</p>  | <p>必要に応じて、適切な支援につなげていくことが重要。また、市民が気軽に相談でき、適切な対応が受けられるよう、各相談窓口の周知と充実が必要である。</p>   |
| <p>○<b>保育施設等との連携（子育て支援課）</b><br/>保育施設等の子どもの預かり施設において支援を要する親子を把握し、相談機関につなげている。</p> <p>○<b>児童扶養手当等申請受付窓口での聞き取り（子育て支援課）</b><br/>各種申請受付時に困り感について話された場合は相談機関につなげるようにしている。</p>   | <p>児童扶養手当等申請受付窓口での聞き取り後、的確な相談先につなげられていないことがある。</p>   |
| <p>○<b>民生委員による高齢者訪問活動（長寿社会課）</b><br/>一人暮らしの高齢者等を訪問、相談を実施。必要に応じて、地域包括支援センターや各関係機関へ繋げ、連携し支援している。</p> <p><b>【平成30年度12月末現在】</b><br/>民生委員 279人（主任児童委員除く）</p> <p>○<b>緊急通報装置の設置（長寿社会課）</b><br/>ひとり暮らしの高齢者等に対し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の無償貸出を行う。</p> <p><b>【平成29年度】</b>新規設置数 2台 継続利用数 96台</p> <p>○<b>地域包括支援センターによる実態把握（長寿社会課）</b><br/>高齢者の相談窓口として、地域包括支援センターを市内7カ所に設置。一人暮らしの高齢者を中心に実態把握のための訪問を実施している。</p> <p>○<b>認知症高齢者等事前登録制度（長寿社会課）</b><br/>警察と連携し、認知症等により行方不明者になる恐れの方を希望により事前登録しておくことで早期発見保護する。</p> <p>登録者数 122人</p> <p>○<b>中山間集落見守り活動に関する協定（長寿社会課）</b><br/>協定を締結した事業者からの通報により市、警察と連携し、安否確認や緊急対応を実施している。</p> <p>市内 15事業者</p> | <p>・民生委員の高齢化が進み、活動の負担が大きい。欠員地区が増えて後任委員を見つけるのが困難な状況が生じている。</p> <p>・緊急通報装置の新機器の導入について<br/>通報先が包括支援センターになっており、誤通報も多く課題となっている。警備会社による通報装置への変更など、新機器への変更を検討する必要があるが、費用負担のこともあり、進んでいない。</p> <p>・地域包括支援センターの相談支援体制の強化</p> |
| <p>○<b>障がいのある人の把握（障がい者支援課）</b><br/>障がいのある人の把握は、障がいの特性により地域での把握が難しい場合が多い。<br/>聴覚障がい者、視覚障がい者は、近隣住民との意思疎通が難しいため孤立しやすい。<br/>精神や知的に障がいのある人は、その障がい特性等から、近隣住民とのトラブルが発生しやすいため、個別の支援が必要な場合がある。</p> <p>○<b>ひきこもりの人の把握（障がい者支援課）</b><br/>特に大人のひきこもりの人については、精神通院や福祉サービスにつながっていない人が多く、実態の把握が困難。現在、民生委員等に協力をお願いしているが、実態の把握は難しい。</p>   | <p>・聴覚障がい者、視覚障がい者は、意思疎通の困難さから、地域で近隣住民との交流が少なく孤立しやすいため、地域住民の理解促進を進めていく必要がある。</p> <p>・大人のひきこもりの人の把握ができておらず、親の病気や高齢化により表面化することが多い。</p>  |

| 現状  | 課題   |
|---|--|
| <p>○消費生活相談（生活年金課）</p> <p>消費者条例を施行し、市民の消費者としての利益の擁護及び増進、消費生活の安定及び向上を確保すること等を目的として消費者行政を行っている。最近の消費者相談は複雑かつ多様化しており、架空請求等の特殊詐欺が多発している。消費者（市民）に対し、相談対応はもとより啓発活動（説明会、セミナーの開催等）を展開し、被害防止策を伝授している。</p> <p>【過去3年間の消費生活相談件数】※（ ）内は架空請求相談</p> <p>平成27年 991件（373件）</p> <p>平成28年 1,102件（480件）</p> <p>平成29年 1,351件（628件）</p> | <p>消費生活相談は、市民生活（安心安全）に直結しており、消費者被害防止に向けて庁内関係部署はもとより地域の福祉関係団体、関係者（地域包括支援センター、民生児童委員、自治会等）と緊密な連携を図っていく必要がある。</p>   |
| <p>○高齢者見守り（米子市社会福祉協議会）</p> <p>在宅福祉員活動にて、一人暮らし高齢者等の見守りが必要な方に対して訪問・声かけを行っている。また日中閉じこもりがちな高齢者等が定期的に集う「ふれあい・いきいきサロン」活動を通じて支援を必要とする人の早期発見を行っている。</p> <p>【平成29年度末現在】</p> <p>在宅福祉員833人 見守り利用者2,927人</p> <p>サロン数 158 サロン参加者（利用者・世話人）4,166人</p>  | <p>在宅福祉員活動におけるニーズ把握から関係機関への繋ぎを充実させる必要がある。また「ふれあい・いきいきサロン」については、高齢者等が歩いて行ける範囲に設置させることが望ましく、原則単位自治会ごとに設置できるよう支援する。</p> <p>地域活動の担い手不足も課題であり、地域活動者の確保のための方策が必要である。</p> |

## 地域の交通手段の確保・外出支援

高齢化の進行に伴い、買い物や通院に困難を抱える高齢者の増加が予想され、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、移動や外出に関する互助の仕組みや支援策が必要である。

**【取組の例】**

- ・地域における「乗り合い」の推進
- ・路線バス等、公共交通機関の利便性の確保
- ・運転免許返納者に対する支援

| 現状   | 課題  |
|--|---|
| <p>○<b>高齢者の買い物支援（長寿社会課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援型介護予防事業(ショッピングリハビリ)：自力での買い物が困難になってきた高齢者に対し、リハビリ運動に併せて買い物支援を行う。移動は送迎車で乗り合わせ、地域の仲間づくりにも繋がっている。</li> <li>・移動販売車の活用：路線バスや公共交通機関が充分でない地域に対し、自治会との検討の上、定期的な移動販売車の活用により買い物支援を行っている。高齢者だけでなく、乳幼児子育て世代にも繋がっている。</li> </ul>  | <p>日常生活の中で路線バス等の公共交通機関を活用することに馴染みがない方もいる。</p> <p>地域において、タクシー等の乗り合いを推進するにあたり、日頃からの地域の顔見知り、仲間づくりが重要となる。</p>   |
| <p>○<b>タクシーチケット券助成事業（障がい者支援課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身障手帳1・2級又は療育手帳A判定で非課税世帯に属する人には、障害者手帳による割引に併せてタクシーの初乗り料金を助成するチケットを支給し、日常生活での移動、社会参加の機会等の確保を図っている。チケットは1月当たり3枚（年間最大36枚）を支給している。</li> </ul> <p>（平成29年度実績）</p> <p>交付人数        433人</p> <p>助成額         4,038,060円</p> | <p>障がいのある人にとって、移動の負担が少ないタクシーへの依存度は高いが、個人給付的事業の検証は必要である。</p>   |
| <p>○<b>公共交通の整備（都市創造課）</b></p> <p>公共交通の利便性向上のため、バス路線の再編や乗継割引の実施等の利用促進策に交通事業者等の関係機関と連携して取り組んでいる。また、自動車から公共交通への転換を推進するため、平成30年度から運転免許を自主返納した高齢者を対象にバス定期券購入費用の一部助成を実施している。</p> <p><b>【高齢者用バス定期券購入費用の助成実績】</b></p> <p>平成30年度     114名（12月末時点）</p>   | <p>公共交通の利用者が減少する中で、交通事業者の採算性が悪化し、不採算路線からの撤退等のサービス低下が発生している。また、近年はバス運転手の人員確保が困難な状況にあり、そのことが原因で路線の減便等が起こっている。今後は関係機関と連携して、これらの課題の改善に向けた取組を進める必要がある。</p> |

## 地区版地域福祉活動計画の策定

地区ごとに地域福祉活動に関する計画を策定することにより、その過程を通じて住民同士の結束が深まり、地域づくりへの多様な参画も期待できる。また、計画策定や検証の実施により、地域ごとの生活上の課題や効果的な取組等の情報が明らかとなり、全市的に施策に反映することができる。

**【取組の例】**

○地域住民による、地域福祉活動の指針となる地区ごとの計画の策定。住民、学校、社会福祉法人、企業等多様な者が参画する。コミュニティワーカーの支援により全地区で策定し、地区版の計画から全市の計画へのボトムアップの仕組みの確立

| 現状   | 課題   |
|--|--|
| <p>○<b>地区版地域福祉活動計画の策定（米子市社会福祉協議会）</b><br/>地域福祉コーディネーターの支援により、地域福祉活動者を中心にした住民会議を立ち上げ、地区版地域福祉活動計画を策定する。<br/><b>【平成29年度末現在】</b><br/>計画策定地区 27地区中9地区<br/>（平成30年度新たに1地区計画策定に着手する予定）</p> | <p>全地区で計画策定されることが望ましい。計画策定の地区を増やすためには、地区住民に対して普及、啓発活動を行うとともに、事務局を担う地域福祉コーディネーターの適切な配置が必要である。</p> |

## 誰もが活躍できる環境の整備

いつもは支援されることが多い高齢者、障がい者、子ども等が、可能な範囲で地域社会の中で活躍することは、その人の生きがいや自尊心の向上につながると同時に、地域の活性化も期待できる。

### 【取組の例】

- ・老人クラブやシルバー人材センターなどを通じた高齢者の社会参加の促進
- ・全ての住民が交流でき、支えられる側が支える側にも回るような場の整備
- ・障がい者就労施設等からの物品等の優先調達の推進
- ・芸術やスポーツ等の分野での活躍の場の整備・支援
- ・子ども会やスポーツ少年団等による地域貢献活動の推進

| 現状   | 課題   |
|--|--|
| <p>○<b>スポーツ少年団活動の支援（スポーツ振興課）</b><br/>スポーツ少年団活動を通じた子どもの体力・運動能力の向上、健全育成に努めており、また活動を通じて世代を超えた地域住民同士のつながりが構築されている。</p> <p>○<b>学校体育施設開放（スポーツ振興課）</b><br/>地域スポーツの活性化のため、小中学校の体育館やグラウンドを学校運営に支障のない範囲で地域に開放し、子供をはじめとする地域スポーツ活動の場を提供している。</p>   | <p>少子化の影響により児童・生徒数が減少傾向にある中、子どものスポーツ活動の参加機会の提供のため、一定の参加者数を維持すること。</p>  |
| <p>○<b>老人クラブ連合会、シルバー人材センター（長寿社会課）</b><br/>米子市老人クラブ連合会が各地区にて地域活動を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブの助成事業 平成29年度対象数88クラブ</li> </ul> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>85単位クラブ、約3000人が会員</li> <li>・シルバー人材センターの運営補助事業 平成30年度 12,290千円</li> </ul>   | <p>単位クラブ数は減少傾向にあり、活動の活性化が課題である。</p>  |
| <p>○<b>介護支援ボランティア（長寿社会課）</b><br/>高齢者がポイントをためることを楽しみながらボランティア活動を行い、自らの介護予防や社会参加や、地域づくりに取り組み、高齢者が元気に暮らすことが出来る地域社会の実現をめざしている。</p> <p>【平成29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録者数 79人</li> </ul>  | <p>・介護施設で補助者として活動する登録者を対象としており、ボランティア受け入れ施設の拡充が必要。</p>   |
| <p>○<b>ファミリー・サポート・センター（子育て支援課）</b><br/>支援を必要とする人と、支援を提供したい人を会員として組織化し、会員同士で有償の相互援助活動を行っている。</p> <p>【H30.12月会員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>依頼会員 804人</li> <li>援助会員 237人</li> <li>両方会員 38人</li> </ul>   | <p>【ファミリー・サポート・センター】</p> <p>支援を必要とする人よりも支援を提供したい人が少ない。</p>   |
| <p>○<b>障害者就労施設等からの優先調達（障がい者支援課）</b><br/>・障害者優先調達推進法に基づき障害者就労施設等からの物品の優先調達に努めている。</p> <p>【平成29年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実績額 16,570,147円</li> </ul> <p>○<b>障がい者アート展の開催（障がい者支援課）</b><br/>・障がい者の自立と社会参加意欲の高揚、障害者への理解と認識を深めることを目的として、障がい者の作品を展示する米子市障がい者アート展を開催している。</p> <p>【平成29年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出展作品数 171点（絵画、書道、写真等）</li> <li>来場者数 744人</li> </ul> <p>○<b>スポーツイベント等への助成（障がい者支援課）</b><br/>・各団体が主催するスポーツイベント等への助成を実施している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先調達は、障害者就労施設等から調達できる物品に限られるため、納入できる物品、業務等の開拓について相手方と連携を深めていく必要がある。</li> <li>・障がい者アート展は、作品数も増え市民の認知も進んでいるが、設営や運営について検討する必要がある。</li> <li>・障がい者スポーツは、東京パラリンピックを控え、市民の認知も大きく変わってきたところであり、今後も引き続き障がいのある人の活躍の場の提供と市民周知を図っていく必要がある。</li> </ul> |
| <p>○<b>公民館を通じた活躍の場（生涯学習課）</b><br/>・公民館の同好会等の活動の成果を発表する場として「公民館祭」、全市的に発表する場として「ふれあい発表会」等を開催している。</p>  | <p>少子高齢化や多様化する価値観から、近年参加者が減少しているため、若年層への情報発信や、講座やイベント内容の工夫が必要である。</p>  |

# 誰もが自分らしく暮らすための支援の仕組みづくり

全ての人々が住みやすい地域社会を作っていくためには、支援が必要な方に対し、身近な範囲で、その特性に合わせて、自分らしく生きられるように配慮した支援が必要である。

そして、高齢者、障がい者等が誇りを持って、安心して地域で暮らしていくためには、生活する上での物理的、制度的、意識的なバリア（障壁）をなくしていき、合理的な配慮が行き届いた社会をつくる必要がある。

## 【取組の例】

- 地域における子育て支援
- 地域における高齢者の支援
- 長期入院・入所中の障がい者の地域生活移行に係る支援体制の整備
- バリアフリーの推進
  - ・「バリアフリー法」や「米子市交通バリアフリー基本構想」に基づく、高齢者や障がい者等に配慮した駅やバス停留所、歩道、公園、公共施設等の整備やノンステップバスの導入推進

| 現状  | 課題  |
|---|---|
| <p>○<b>介護予防活動（長寿社会課）</b><br/>「健康づくり・地域サポーター」を育成しながら、地域の自主的な活動の支援として「健康づくり・やって未来や塾」を実施している。また、新規立ち上げ支援もっており、必要に応じて健康運動指導士を派遣している。<br/>平成29年度27か所</p> <p>○<b>認知症カフェ（長寿社会課）</b><br/>認知症の人やその家族、地域住民、専門職が集い、気軽に話や相談できる場所として、市内14カ所を実施している。</p> <p>○<b>認知症サポーター養成講座の開催（長寿社会課）</b><br/>認知症への理解を深めるため、職場、学校、地域の集まりで実施している。<br/>サポーター登録人数<br/>平成29年度 延べ16,059人</p> <p>○<b>認知症行方不明者等搜索模擬訓練の実施（長寿社会課）</b><br/>自治連合会主催で実施している。<br/>平成29年度 延べ9カ所</p> <p>○<b>老人福祉センター（長寿社会課）</b><br/>高齢者の生きがいづくり・仲間づくりの場となるため、市内に3ヶ所で運営。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の中心となる健康づくり地域サポーター又はサロンの代表者の高齢化による担い手不足</li> <li>・会場までの移動手段の確保</li> <li>・安定した活動をするため、専門職等による支援が必要</li> <li>・認知症カフェの運営方法の違いについて整理が必要<br/>委託事業 3か所<br/>その他 11か所（補助なし）</li> <li>・認知症行方不明者等搜索模擬訓練<br/>実施地区の協力が不可欠なため、働きかけが必要</li> </ul> |
| <p>○<b>精神障がい者の地域移行支援（障がい者支援課）</b><br/>長期入院中の精神障がい者で退院が可能な方に対する訪問等の取組を、県と連携して行い、地域生活への移行に向けた働きかけ等を行う。<br/>（平成30年度） 10人</p> <p>平成30年度、施設入所者の個々の状況を把握するための調査を実施し、長期入所者等の実態把握を行った。今後、対象者への訪問等と通じて、地域生活への移行に向けた働きかけ、地域の受入体制の整備等の取組を進める。<br/>調査対象人数 71人</p> <p>地域移行・地域定着の取組に係る体制強化のため、平成31年度に精神保健福祉士を障がい者支援課に配置する予定。</p> <p>○<b>地域生活支援拠点の整備（障がい者支援課）</b><br/>地域生活支援拠点を平成32年度に少なくとも1つ整備するため、関係機関・団体等と協議を開始している。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期入院・入所者の地域移行・地域定着のためには、地域での受入れに必要なサービスの提供体制の整備のほか、地域住民の理解が不可欠であり、共生社会の実現に向けて市民啓発を進めていく必要がある。</li> <li>・地域生活への移行、地域定着に向け、今後、地域住民に障がいの特性を知ってもらい取組を進める必要がある。</li> </ul>   |
| <p>○<b>健康相談窓口、こころの相談窓口（健康対策課）</b><br/>体やこころの悩みを抱える市民に対し、気軽に相談できる窓口として支援を行っている。<br/>必要時には他部署・他機関への繋ぎ役も果たしている。</p>  | <p>支援を必要とする方が適宜適切な支援が受けられるように、相談窓口の周知徹底が必要。また、相談や協力し合える仲間作り、地域でのネットワークの活性化が課題である。</p>   |

| 現状  | 課題  |
|---|---|
| <p>○<b>子育て支援センターによる相談支援（こども相談課）</b><br/> 子育て支援センターにおいて、育児についての相談・指導や子育て情報の提供を行っている。また、公民館等を拠点に活動している子育てサークル等への地域支援活動を行い、地域全体の子育て環境の向上に努めている。<br/> （平成29年度末現在）<br/> ・子育て支援センター設置数 5箇所（うち2箇所は民間委託）<br/> ・子育てサークル登録数 29サークル（平成29年度末現在）</p> <p>○<b>家庭教育支援（こども相談課）</b><br/> 家庭教育を支える環境の変化に対応した、親への学習機会の提供や保護者同士の仲間づくり、相談対応等の支援体制の充実に努めている。<br/> （平成29年度末現在）<br/> ・乳幼児期の子育て・親育ち講座「タムタムスクール」の開催（10回開催）<br/> ・小中学校における家庭教育講座「PTA子育て講座」の実施<br/> ・家庭教育支援チーム「とことこ」の設置</p> <p>○<b>乳幼児、妊産婦等支援（こども相談課・健康対策課）</b><br/> 赤ちゃんすくすく相談、赤ちゃん訪問、乳幼児健診等を通して妊婦や産婦、医療的ケア児、家族の方等の不安軽減や安心につながる相談・個別訪問支援を行っている。<br/> （平成29年度）<br/> 赤ちゃんすくすく相談<br/> 開催頻度：毎月1回（年間12回）<br/> 年間参加者数：726人<br/> 月平均参加者数：60.5人</p> | <p>子育て支援センターについては、各地域に均等に設置されていないため、郊外在住者は自家用車や公共交通機関を利用して出向く必要がある。<br/> 家庭教育支援が真に必要な親子に対して、如何にして講座への参加や相談機会を利用してもらうかが課題である。</p>  |
| <p>○<b>児童文化センターの運営（子育て支援課）</b><br/> 年間利用者数 173,937人(29年度)</p> <p>○<b>保育施設と地域住民の交流（子育て支援課）</b><br/> 園児が地域住民の活動に参加したり、保育施設の行事に地域住民を招待したり、交流活動を行っ</p>  | <p>施設設備の老朽化<br/> プラネタリウムの更新</p>   |
| <p>○<b>公共施設のバリアフリー化（営繕課、建築相談課）</b><br/> 公共建物に関して、バリアフリー法及び鳥取県福祉のまちづくり条例の施行前に建築されたものが存在しており、バリアフリー化が完全に達成されていない現状である。<br/> 多数の者が利用する特定建築物（学校、集会所、店舗、事務所等）について、誰もが快適に利用できるようにするために、建物の規模・用途に応じて建築行為の際に出入口、エレベーター、トイレその他の構造等を法及び条例の定める整備基準に適合させるよう確認、指導を行っている。<br/> しかし、既存の民間特定建築物については、新築建物の整備と比較し建築主の費用負担が過大になることから、整備が進んでいない。<br/> 地域のバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法及び鳥取県福祉のまちづくり条例の基準に基づいて整備を行う建築主に対し、整備費用の補助（事業費の1/2～3/4。上限あり）を行っている。<br/> 【平成30年度実績見込】<br/> 4,192,000円（2件）<br/> 【平成29年度実績】<br/> 10,325,000円（6件）</p>  | <p>公共建物は新築、増築、改修工事を機にバリアフリー整備を行っているが、余剰床面積が少ない既存建物においては建物内に多目的トイレ、スロープ等の整備が困難な場合がある。今後もユニバーサルデザインを取り入れた公共施設のバリアフリー整備が必要である。</p> <p>新築及び増築等の建築行為の際、法令によりバリアフリー化が求められる建築物のみではなく、法令による義務対象外の既存建物についてもバリアフリー化が進められるよう、補助制度の拡充、整備が求められる。</p> |
| <p>○<b>交通バリアフリー（都市創造課）</b><br/> バリアフリー法、米子市交通バリアフリー基本構想に基づき、高齢者や障がい者等に配慮した駅やバス停留所、歩道等の整備やノンステップバスの導入を推進している。<br/> JR米子駅周辺を重点整備地区として、公共交通事業者、道路管理者及び警察等の協力のもと、バリアフリー化を推進している。また、米子市交通バリアフリー推進協議会において、会議及び現地点検を行い、バリアフリー化事業の進捗状況の把握や新たな問題点等への取組について協議を行っている。<br/> 【米子市内バス事業者のノンステップバス保有台数】<br/> 57台／71台中（平成30年度）</p>  | <p>高齢化社会の進展に伴い、高齢者等の移動手段として公共交通の維持・確保が必要であり、公共交通を利用するための環境改善・整備が求められている。今後は、高齢者等が安全・快適に公共交通を利用できる環境への改善・整備をめざし、関係機関と連携しながら、バリアフリー化等の取組を進める必要がある。</p>  |
| <p>○<b>合理的配慮の提供（障がい者支援課）</b><br/> ・障害者差別解消法に基づく障がいのある人への合理的配慮の提供について、あいさつ研修や障がい者虐待防止研修等を通じ啓発を行っている。</p> <p>○<b>ヘルプマークの配布等（障がい者支援課）</b><br/> ・配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」の配布と、普及・啓発を市報等を通じて行っている。<br/> ・鳥取県の「ハートフル駐車場利用証制度」の利用証の交付を行っている。</p>  | <p>・合理的配慮の提供は、事業所は努力義務のため、意識が低いところがあると同時に、市民の理解が進んでいないため、引き続き啓発活動をしていく必要がある。<br/> ・ヘルプマークについても、周知が進んでおらず必要な配慮につながらないことがあるため、引き続き啓発活動をしていく必要がある。</p>   |

## 地域の人材発掘・人材育成

地域の中には、地域への愛着を持ち、様々な能力を持ちながら、活躍できていない人材が埋もれていたり、更なる活躍が期待できる人材が数多く存在すると考えられるので、それらの人が活躍しやすい環境づくりが必要である。

### 【取組の例】

- 地域福祉を推進する人材の発掘・養成
  - ・コミュニティワーカーや福祉専門職等による、地域の人材への働きかけ
  - ・ボランティアセンターによるボランティア人材の養成
  - ・民生・児童委員活動等の役割の整理と、地域福祉活動の充実にに向けた環境整備

| 現状   | 課題   |
|--|--|
| <p>○健康づくりに関する人材育成（健康対策課）<br/>地域ぐるみで積極的な「健康づくり」を推進する住民組織の育成、支援を行う</p> <p>【平成30年度実績】<br/>食生活改善推進員 617人<br/>地区保健推進員 622人</p>  | <p>地域での活動者の高齢化、共稼ぎ世帯の増加、退職後も就業している人が多いなどの理由で役の引き受け手がいない。自治会での様々な役割がある中、各種の役割を果たす住民組織の在り方について見直しが必要である。</p> |
| <p>○人材発掘<br/>地域内には住民活動に興味がある方や能力を持つ方がおられるが、地域で活躍することに繋がっていない現状がある。</p> <p>○公民館における人材発掘（生涯学習課）<br/>自治会長や公民館に出入りする者からの情報が集まることで新たな人材が発掘されることが多い。特に、地域の結びつきが強い弓浜部、南部でこの傾向が強い。</p> | <p>住民が活動に関わりやすくなるための方策を検討し、地域福祉活動への参加者のすそ野を広げる必要がある。</p>   |
| <p>○学習講座（生涯学習課）<br/>生活課題の解決のために住民が主体的に取り組むきっかけとなるよう、地元要望を踏まえた学習講座を開催している。</p> <p>H29講座数 384講座<br/>H29参加人数 9,755人</p>   | <p>個人の学習の域を出ていない感があり、社会教育としての広がりには乏しい部分がある。</p>  |

## 福祉職従事者の確保・育成

少子高齢化に伴う福祉サービス需要の拡大や、社会的孤立等の新たな社会的問題の顕在化に伴い、福祉従事者の量的確保と質的向上が必要であるが、生産年齢人口の減少を背景に人材の取り合いが生じているとの指摘もあり、対策が必要である。

**【取組の例】**

- ・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
- ・相談支援技術を有する専門職の育成
- ・大学や専門学校等との連携
- ・有資格者や福祉職経験者等の潜在的労働力の活用

| 現状   | 課題   |
|--|--|
| <p>○<b>学生実習受入れ（健康対策課）</b><br/>                     地域保健活動を実施する人材育成のため学生実習（鳥取大学保健学科、鳥取看護大学、米子医療センター等の保健師等看護職養成及び栄養士養成）を受け入れ、地域保健活動業務の中で学生指導に当たっている。</p> <p><b>【平成30年度】</b><br/>                     鳥取大学保健学科 12人<br/>                     鳥取看護大学 3人<br/>                     米子医療センター 29人<br/>                     栄養士 3人</p> | <p>専門職の体系的な人材育成体制の構築が必要。<br/>                     保健師は人材不足のため、確保が難しい。</p>  |
| <p>○<b>保育士確保（子育て支援課）</b><br/>                     不足している保育士を県と協調しながら確保に努めている。</p> <p>○<b>保育施設等の職員向けの研修（子育て支援課）</b><br/>                     保育士、子育て支援員の知識・技能向上による離職防止等のため、研修を行っている。</p>  | <p><b>【保育士確保】</b><br/>                     処遇改善や家賃補助など、金銭的な手当てを行うことは財政面で行っておらず、労働環境の改善も進まず、有効策がない。</p> <p><b>【保育施設等の職員向けの研修】</b><br/>                     研修カリキュラムや講師など有効な研修体系について定まっていない。</p> |
| <p>○<b>福祉人材の育成（障がい者支援課）</b><br/>                     ・平成31年度に設置する基幹相談支援センターの機能として、相談支援や障がい福祉サービスに関わる人材の育成を掲げ、取り組むこととしている。</p>  | <p>・福祉専門職の確保が困難。<br/>                     ・人員が確保できないため、ニーズに対してサービスが提供できない実態がある。</p>  |

# 住民の福祉意識の啓発

地域共生社会の実現に向けて、住民の地域福祉活動への参加を促すためには、地域の現状を知ってもらい、自分自身にできることを考えてもらう必要がある。

## 【取組の例】

- 住民の生活課題に関する意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
  - ・地域の福祉の在り方について、住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
  - ・障がい者、高齢者、妊婦、子どもなど、配慮が必要と思われる人への合理的配慮の提供など、「心のバリアフリー」の推進
  - ・住民等の交流会、勉強会等の開催
  - ・公民館における社会教育との連携

| 現状  | 課題   |
|---|--|
| <p>○<b>介護予防地区健康講座の開催（健康対策課）（長寿社会課）</b><br/>           公民館における社会教育と連携し、介護予防地区健康講座を実施している。講座開催にあたり、住民の方々や公民館職員と地域での課題等を話し合い、テーマ等を決定しており、講座を通じて住民一人ひとりの課題、健康意識の向上に努めている。</p> <p>【平成29年度実績】<br/>           実施回数：28回、参加者数：1,116人</p>   | <p>介護予防地区健康講座やその企画会議は、開催日時が平日の昼が多いため、参加者層が高齢の方に限られており、地域で暮らす様々な年代の方への意識を啓発ができていないことが課題である。</p> <p>また、企画会議に住民参加がない公民館がある。</p>   |
| <p>○<b>障がい者福祉に関する研修等の実施（障がい者支援課）</b><br/>           ・事業者や学校等からの要望により、あいサポーター研修や障がい者虐待防止研修等の講師を派遣した。</p> <p>【平成29年度実績】<br/>           講師派遣回数 9回<br/>           受講者数 146人</p> <p>・福祉のつどいの開催</p>   | <p>障がいへの理解を深めるため、依頼を待つだけでなく、積極的に啓発や周知を行っていく必要がある。</p>  |
| <p>○<b>男女共同参画に関する取組（男女共同参画推進課）</b><br/>           ・男女共同参画センター登録団体を対象に、在宅医療・介護についての研修会を実施<br/>           ・毎年3月に登録団体交流祭（かぶりあ祭）を実施（平成29年度参加者400人）<br/>           ・子育て中の女性の再就職についての講座を実施（参加者8人）<br/>           ・男女共同参画の視点から見た防災についての講座を実施（参加者10人）<br/>           ・女性の専門職資格取得助成事業を実施<br/>           （平成29年度実績：助成人数16人、補助金額542千円）</p> | <p>・講座やイベントの参加者を増やすため、実施内容の見直しや広報に力を入れる必要がある。</p> <p>・女性の専門職資格取得助成事業については、広報活動に力を入れて制度を広く周知し、多くの方の利用を促す。</p>   |
| <p>○<b>人権教育・啓発の推進（人権政策課）</b><br/>           ・人権教育地域懇談会の開催<br/>           ・人権に関する図書・ビデオ等の貸出（米子市人権情報センター）<br/>           ・米子市人権・同和教育研究集会の開催<br/>           ・啓発チラシの設置<br/>           ・「広報よなご」への記事の掲載</p> <p>【平成30年度末】<br/>           人権教育地域懇談会の開催<br/>           82自治会 1,778人参加</p>  | <p>・人権教育地域懇談会や米子市人権・同和教育研究集会へ、開催形態や内容を継続して再考し、多くの市民の参加を促す必要がある。</p> <p>・自治会単位で開催される人権教育地域懇談会は同じ地域に住む住民同士がコミュニケーションをとるチャンスでもある。自治会加入、未加入に拘わらず参加を促す方策が必要。</p> <p>・福祉に関わる人権問題の担当課と連携した効果的な啓発。（内部課題）</p> |
| <p>○<b>公民館活動の中での住民への意識啓発（生涯学習課）</b><br/>           すべての公民館が統一的不是だが、公民館の社会教育活動の中で住民の意識啓発を行っており、活動を通じて住民同士の交流も生まれている。</p>   | <p>様々な学習の場の提供を通じて、住民が地域課題の解決に主体的に取り組む意識付けを行っていく必要がある。</p>  |
| <p>○<b>地域福祉に関する研修会の開催（米子市社会福祉協議会）</b><br/>           米子市社会福祉協議会が地域に出向き、事業説明、研修会等を実施している。</p> <p>【平成30年度】約70回</p>  | <p>住民の福祉意識の啓発を図り、地域福祉活動を広くPRするために様々な方法の検討が必要である。</p>   |

## 福祉教育の推進

将来に渡って地域福祉活動を継続・発展させていくためには、子どもたちから地域への愛着を醸成し、地域福祉への関心を抱かせるような取組が必要である。

### 【取組の例】

- ・ 小学校の総合学習の時間を活用した、施設見学、幼稚園・保育園との交流、障害者との交流、体験学習など
- ・ 社会教育と福祉との連携
- ・ 子どもへの教育だけでなく、保護者や企業の従業員に対する研修等の実施

| 現状  | 課題   |
|---|--|
| <p>○<b>学校と他機関との交流（学校教育課）</b><br/>           学校によって差異はあるが、総合的な学習の時間やクラブ活動の一環として、県立特別支援学校や地域の障がい者施設・高齢者施設の方々との交流、幼稚園・保育園の園児との交流を行っている。<br/>           （平成29年度実績）<br/>           米子市内の小学校で、総合的な学習の時間の年間指導計画に「福祉教育」が位置付けられている学年の数（のべ数）…35学年</p> | <p>学習指導要領の改訂により、小学校では新たに外国語科（5・6年）・外国語活動（3・4年）が新設された。それに伴い、時間数がなかなか確保できないことが大きな課題となっている。</p>   |
| <p>○<b>福祉教育に関する支援（米子市社会福祉協議会）</b><br/>           学校における福祉教育の推進を図るために、小学校(23)、中学校(11)、特別支援学校(3)に1校あたり30,000円の助成をしている。また、米子市小・中・特別支援学校福祉教育研究協議会の事務局を担い、各学校における福祉教育の実践をまとめた記録集を発行している。</p>   | <p>現在の活動に加えて、子どもたちへの福祉教育をより充実させる活動の検討が必要である。</p>   |
| <p>○<b>高齢者疑似体験学習、認知症理解教室（長寿社会課）</b><br/>           小学校20校、中学校2校、高校1校<br/>           大学・専門学校、子ども会連合会人材育成研修会など合計65回実施。<br/>           自治会世代間交流行事等で子ども世代と高齢者世代との交流レクの指導を支援。</p>  | <p>子どもたちからの地域福祉の教育を勧める上で、保護者への啓発が重要となる。小学校では、学習した感想や思ったことなどを家族と話し合うよう促したり、学校によっては参観日に体験学習を実施し、保護者にも見ていただく事があるが、現状として仕事、育児等の理由により、この若い世代への啓発が課題となる。</p> |
| <p>○<b>保育施設と地域住民の交流（子育て支援課）</b><br/>           園児が地域住民の活動に参加したり、保育施設の行事に地域住民を招待したり、交流活動を行っている。</p>  |  |

## 総合的な相談援助の仕組みの創設

複合的な課題や制度の狭間の課題の解決のためには、今までの分野ごとで区分された相談援助の仕組みでは、迅速で手厚い支援は困難であるため、総合的な相談支援体制の構築が必要である。

また、障がい者が65歳になっても、使い慣れた事業所において引き続きサービスを利用しやすくするという観点や、限られた人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、共生型サービスの整備が有効と考えられる。

### 【取組の例】

- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
  - ・高齢、障がい、子ども・子育て等の福祉サービスの総合的な提供や、多機能型のサービスの提供
  - ・地域包括支援センターと障がい者一般相談事業所の連携
  - ・高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを利用しやすくする共生型サービスの整備
  - ・障がい者や認知症の高齢者が活躍したり、福祉サービスを組み合わせたりして、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等

| 現状   | 課題   |
|--|--|
| <p>○<b>こども総合相談窓口（こども相談課）</b><br/>           子育て世代包括支援体制を整備し、妊産婦から子どもとその家族等を対象に、困りごとや悩みなどを相談者の目線に立った切れ目のない支援を行っている。</p>   | <p>迅速で適切な支援を行うためには、より一層、部局横断的な対応や関係機関との緊密な連携が必要である。</p>  |
| <p>○<b>障がい者の基幹相談支援センターの設置（障がい者支援課）</b><br/>           ・総合相談を見すえて、障がい分野の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを平成31年度に設置する。<br/>           ・サービス提供事業所で、障がい者分野だけでなく、高齢者や医療的ケア児者などについても広く対応できる事業所が少ない。</p> | <p>・総合相談に向けて、現在の相談支援体制の再構築が必要がある。<br/>           ・障がい者、高齢者、医療的ケア児者へのサービス（ケアプラン作成を含む）を提供できる事業所を拡大する必要がある。</p> |

## 困難を抱える人への横断的な支援

地縁的なつながりや親族間につながりの希薄化に伴い、ひきこもりなどの社会的孤立の問題やごみ屋敷問題などの制度の狭間の問題、8050問題や介護と育児のダブルケアの問題などが顕在化してきており、既存の縦割りのシステムでは対応が困難であるため、各分野横断的な相談支援体制の構築が必要である。

**【取組の例】**

- 制度の狭間の課題への対応
  - ・ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等との連携体制の整備等
- 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
  - ・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方
  - ・自立相談支援事業と任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業）の一体的な実施
- 犯罪をした者等への社会復帰支援
  - ・保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要なサービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を提供し、地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制構築

| 現状  | 課題  |
|---|---|
| <p>○<b>子育てに関する相談支援（健康対策課、こども相談課）</b><br/>                     多問題を抱えた家庭に対して妊婦から主に幼児まで、妊娠届出時や赤ちゃん訪問、乳幼児健診の場を通じて問題の把握に努め、訪問や電話、来所相談などで、関係課が連携し支援を行っている。<br/>                     生活支援は福祉課、ひとり親の就労支援は子育て支援課、家庭支援は家庭児童相談室等、必要に応じ、ひとりの対象者に対して連携して対応している。</p> <p><b>【平成29年度】</b><br/>                     妊娠届 1,336人<br/>                     赤ちゃん訪問 1,253件</p> | <p>相談に応じて適切な部署や関係機関への紹介や、必要に応じて一緒に相談窓口へ出向くなど丁寧な支援を行っているが、紹介だけではつながらないことがある。</p> <p>連携を密にし、支援が細切れにならないよう、全体をコーディネートする役割を担う者を明確にすることが必要。</p>                              |
| <p>○<b>こども☆みらい塾の運営（子育て支援課）</b><br/>                     子どもの自立(居場所づくり、学校の宿題をすること)を目標とし、毎週土曜日に開催している。<br/>                     在籍生徒39名<br/>                     指導スタッフ26名<br/>                     見守りスタッフ15名</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフ(バス運転手含む)の不足</li> <li>・専門家の不在</li> <li>・対応が難しい生徒の存在</li> <li>・事業を委託実施する検討が急務</li> </ul>                                     |
| <p>○<b>養護老人ホームへの入所措置（長寿社会課）</b><br/>                     経済的、環境的、心身状況等の要因で在宅生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置し、養護する。<br/>                     措置数 103人</p>   | <p>措置待機者が多い。</p>  |
| <p>○<b>生活困窮者自立支援事業（福祉課）</b><br/>                     生活保護受給者以外の生活困窮者を対象に、自立に向けた相談支援を実施しており、ハローワークでの就労相談支援、法テラスの債務管理相談支援など、相談受付から自立まで伴走型で包括的・継続的に支援を行っている。<br/> <b>【平成29年度末現在】</b><br/>                     新規相談件数195<br/>                     支援継続ケース数67件</p>   | <p>複合的な課題を持つ処遇困難ケースについては相談支援が長期化するため、年々ケースが蓄積されてきており、これらに対応するために、体制強化と一層の各分野横断的な相談支援体制づくりが必要である。</p> <p>また、自立相談支援事業と就労準備支援事業や家計改善支援事業といった任意事業との一体的な実施を検討をしていく必要がある。</p> |
| <p>○<b>犯罪をした人等への社会復帰支援（人権政策課）</b><br/>                     「“社会を明るくする運動”米子市推進委員会」を関係機関・団体と組織し、“社会を明るくする運動”（犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築いていこうとする全国運動）の各種行事を実施している。これにより、罪を犯した人たちの更生について理解を深めるよう啓発を行っている。</p>   | <p>平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、地方自治体においては、社会復帰及び再犯防止に向けた、再犯防止推進計画を定める努力義務が明記されたところである。国内の刑法犯の検挙者数は戦後最小となる一方、再犯者率は過去最悪の水準となっており、その改善に向けた取組が必要である。</p>                  |
| <p>○<b>人権に関する相談支援（人権政策課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣保館において、同和問題をはじめ生活支援全般にわたる相談について、対応する体制にある。</li> <li>・人権相談の窓口として、人権政策課で対応している。（参考：月1回、人権擁護委員の行う人権相談特設会場として市役所を提供している）</li> <li>・人権擁護委員と連携を図るべく、担当者と懇談会を実施している。（H30年度スタート）</li> <li>・相談のスキルアップのため、研修会等に参加している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口へ寄せられる相談件数が少ない。窓口の周知不足が考えられ、また相談受入体制として、関係機関との更なる連携による充実が必要である。</li> </ul>  |
| <p>○<b>保健師による連絡調整（障がい者支援課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもりや複合的課題を抱える人（家族）は、精神や知的障がいを原因として問題が複雑化し、当事者のみでなく地域住民とのトラブルなど、対応が難しい困難ケースになっている場合が多く、精神保健担当の保健師を中心として、直接的な相談支援や関係機関との連絡調整を行っている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題が発生してから対応するため解決が難しい場合が多い。</li> <li>・地域住民とのトラブルや理解不足により、地域での生活が困難になることがある。</li> </ul>  |

## 適切な福祉サービスの提供

様々な福祉サービスの提供について、その内容が利用者の状況に見合ったものになっているかどうか、又は量的過不足がないかをチェックし、問題があれば是正する必要がある。

併せて、様々な手段を講じて、制度やサービスに関する情報を必要な人に届け、「知らないから受けられない」をなくす必要がある。

**【取組の例】**

- サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
  - ・サービスの量や内容が適切かどうかチェックできる仕組みの確立
- 要支援者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
  - ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
  - ・障がい者や高齢者等を情報弱者にしないための、それぞれの特性に対応した情報提供やコミュニケーションの在り方

| 現状   | 課題  |
|--|---|
| <p>○<b>ケアプラン点検・指導（長寿社会課）</b><br/>                     介護保険の居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を作成する居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターにおいてケアプラン点検を行うことで適切なサービス提供を図っている。<br/>                     また、介護事業所等への実地指導により、利用者への適切な説明等が行われているか確認している。</p> <p>【平成30年度実績】<br/>                     実地指導計画 20事業所<br/>                     ケアプラン点検実施計画 100件</p>  | <p>専門的な知識を有する担当人員の不足により、十分な数の指導・点検が行えていない。</p>        |
| <p>○<b>事業計画に基づいたサービス提供（長寿社会課、子育て支援課、障がい者支援課）</b><br/>                     需給バランスを勘案した計画に基づき、福祉サービスの整備を行っている。</p>   | <p>・人材の不足等により、需要に見合ったサービス提供ができていない。</p>               |
| <p>○<b>障がい福祉サービスの検証（障がい者支援課）</b><br/>                     ・障がい者支援プラン2018に掲げた施策や、障がい福祉サービスの給付実績、各サービスの利用ニーズと提供量等について検証し、当事者や事業所から意見を踏まえ、今後の施策に反映させることを目的に「米子市障がい者計画等推進委員会」を平成30年度に設置し、検証を行った。</p> <p>○<b>サービス等利用計画に係るモニタリング結果の検証（障がい者支援課）</b><br/>                     ・障がいのある人個々の状況の応じた適切なサービス等利用計画の作成を促進するため、モニタリング結果の検証を平成30年度から実施することとなっている。<br/>                     ・モニタリング結果の検証は、平成31年度から新設する基幹相談支援センターに委託する予定である。</p> | <p>・適切なサービス等利用計画の作成のため、相談支援専門員の人材の育成と確保が課題となっている。</p> |

# 虐待から守るための支援

家庭内で起こる虐待は、外部に発覚しにくく、対応が遅れた場合は取り返しがつかない状態となる。地域住民と協力しながら異変をいち早くキャッチし、保護につなげる体制が必要である。

## 【取組の例】

- 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養育者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援
  - ・虐待事案が発生した際の連絡体制
  - ・虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく、養護者又は保護者として支援すること
  - ・起こり得る虐待への予防策

| 現状  | 課題   |
|---|--|
| <p><b>○児童虐待に関する対策（こども相談課）</b><br/>           児童虐待の早期発見や児童の適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が児童、家庭等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で協議、支援を行っている。</p> <p><b>【平成29年度実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭児童相談室               <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待に係る相談件数 56件</li> <li>・児童虐待通告対応件数 35件</li> </ul> </li> <li>○要保護児童対策地域協議会構成機関数 40機関【平成31年1月末現在】</li> </ul> <p><b>○妊娠期から子育て期にかけての相談支援（健康対策課）</b><br/>           妊娠届出時に保健師等と個別面談し相談に応じている。妊娠届出書を元に家庭相談員等専門員と支援方法の検討を行っている。赤ちゃん訪問、乳幼児健診等で連絡がつかない家庭に訪問し状況把握に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H29年度妊娠届出：1336人</li> <li>・妊婦検討会：2回/月</li> <li>・赤ちゃん訪問実施率97.7%</li> </ul> | <p>要保護児童対策地域協議会の関係機関は年々拡大しつつあるが、構成メンバーの目的意識や問題への対応には温度差が生じてきている。要保護児童対策地域協議会がその機能を十分に発揮するために、目的意識や問題への対応に関する基本的な考え方の共有を図る必要がある。</p> <p>赤ちゃん訪問で連絡が取れない家庭、乳幼児健診未受診者など全数把握が難しい。</p> |
| <p><b>○高齢者虐待に関する対策（長寿社会課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護事業者・医療関係者等からの通報により被虐待者を保護するとともに、状況に応じ、養護者との分離、成年後見市長申立を行う。</li> <li>・虐待の原因を把握し、被虐待者と養護者を取り巻く問題の解決に取り組む。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に40～60代の精神障がい又は定職に就かない独身の子と、70～80代の父または母の二人暮らしの世帯に虐待案件が多く起こっており、防止を含めた効果的な支援策が必要</li> <li>・警察との連携の強化</li> </ul>                         |
| <p><b>○保育施設等との連携（子育て支援課）</b><br/>           保育施設等の子どもの預かり施設において支援を要する親子を把握し、相談機関につなげている。</p>  |  |
| <p><b>○障がい者虐待に関する対策（障がい者支援課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止法に基づき「米子市障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待に関わる相談に応じるとともに、必要に応じて県や他の市町村等とも連携して対応している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所職員による虐待や養護者からの虐待に係る相談が多いが、事実確認が困難で虐待の認定に至らないケースが多い。</li> <li>・虐待に対する問題意識が低い場合が多いため、事業所等へ研修の実施を働き掛けていく必要がある。</li> </ul>                |
| <p><b>○生活困窮世帯の支援（米子市社会福祉協議会）</b><br/>           生活困窮者自立相談支援事業により、生活困窮世帯内のネグレクト等の虐待から守るための支援を行っている。</p> <p>日常生活自立支援事業により、経済的虐待から守るための支援を行っている。</p>   | <p>相談に繋がらず虐待発見が遅れるケースもあり、地域活動も含め虐待の早期発見、早期対応の仕組みづくりが必要である。</p>   |

## 権利擁護の推進

認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、社会における喫緊の課題であり、特に成年後見制度を始めとする権利擁護のための支援を充実させる必要がある。

**【取組の例】**

- 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
  - ・市民後見人の活躍の場の拡大
  - ・市民後見人等の育成や活動支援
  - ・「西部後見サポートセンターうえるかむ」による、判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための取組
  - ・日常生活自立支援事業の対象とならないが判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援
  - ・家計相談の充実
  - ・福祉サービス利用支援センターによる、苦情解決制度など適切なサービス利用の支援

| 現状  | 課題  |
|---|---|
| <p>○市民後見人養成講座の開催（長寿社会課）</p> <p>【平成29年度末現在】</p> <p>修了者 延べ57人（平成24年度～29年度末累計）<br/>市民後見人 11人（権利擁護法人に所属する市民後見人社員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人養成講座修了者による、法人後見担当者としての活動</li> <li>・西部後見サポートセンターうえるかむにおける専門職による成年後見等の相談受付</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人をはじめとした、権利擁護人材の確保</li> <li>・西部後見サポートセンターによる成年後見等支援業務の安定的な継続実施</li> </ul> |
| <p>○ひとり親家庭の家計相談（子育て支援課）</p> <p>福祉資金の貸付、日常生活支援事業、高等職業訓練促進給付金など、相談者の状況に応じ、支援につなげている。</p>  | <p>利用できる支援があることを知らない相談者も多く、制度の周知が必要である。</p>   |
| <p>○日常生活自立支援事業（米子市社会福祉協議会）</p> <p>認知症、障がいのある方への福祉サービスの利用支援、金銭管理、家計相談等を実施している。</p> <p>【平成29年度末】</p> <p>利用者85名</p>  | <p>新規相談者への対応が遅れるなどの課題があり、現在の職員体制及び業務内容の検討が必要である。また成年後見制度への移行、利用促進も課題である。</p>  |
| <p>○成年後見制度の活用（長寿社会課、障がい者支援課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りのない人や親族が申立をしない場合には、市長が後見人の選任を求め家庭裁判所に申立てを行っている。</li> <li>・「成年後見制度利用支援事業」で、成年後見制度の利用に係る申立費用や後見人等への報酬等について補助を行っている。</li> </ul> <p>【平成29年度実績】</p> <p>市長申立件数 9件<br/>成年後見制度利用支援事業 0件</p> | <p>成年後見制度について、理解している人が少なく、利用の促進が課題である。</p>  |

## 心身の健康づくり・健康寿命の延伸

全ての人々が健康でいきいきとした生活をおくるためには、一人ひとりが健康に対する意識を持ち、健康づくり活動や病気や介護予防活動を行っていく必要がある。また、健康であることにより、医療費や介護給付費の削減も期待できる。

### 【取組の例】

- 保健師による地域の実情に合わせた保健活動の実施
  - ・保健師とコミュニティワーカーや地域住民との連携による地域診断の実施
  - ・自宅に引きこもりがちな精神障がい者の社会参加促進のための「こころの広場」の実施
- 地域資源を活かしたフレイル対策の推進

| 現状   | 課題   |
|--|--|
| <p>○<b>健診受診率の向上のための取組（保険課）</b><br/>                     H29健康診査の受診率 29.5%（対象者数 46,698人 受診者数13,783人 ※後期高齢・生活保護含む）。医療費全体では「がん」「精神」「筋・骨格」が多いが、予防可能な「慢性腎不全」「高血圧症」「脂質異常症」といった生活習慣病が関与するもので約3割を占める。</p> <p>○あらゆる機会を利用した周知啓発<br/>                     ・受診券を市の実施する各種がん検診の受診券とワンシートにして発行<br/>                     ・ホームページや広報掲載、啓発チラシの発行<br/>                     ・保健推進員等地区組織から対象者へ個別健診の啓発強化<br/>                     ・協会けんぽ、鳥取県国民健康保険団体連合会との共同啓発（一緒に啓発パンフレット作成など）</p> <p>○受けやすい体制づくり<br/>                     ・年度途中の国民健康保険加入者に対し、特定健康診査の周知と受診券発行申請ができる体制整備<br/>                     ・実施医療機関と連携強化し、医師からの受診勧奨の協力継続</p> <p>【生活習慣病対策としての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定健康診査事業</li> <li>○特定保健指導事業</li> <li>○糖尿病性腎症重症化予防事業</li> <li>○普及啓発事業（健康ガイド、よなごの国保、広報よなご、協会けんぽ等他機関との共同啓発、健康がい～な講演会）</li> </ul> | <p>健診受診率は、国・県平均に比べ低い状況が続いている。予防可能な生活習慣病対策の推進が必要である。<br/>                     ※H29健診受診率（国保データベースシステムによる）<br/>                     国34.1% 県31.6% 本市30.5%</p> |
| <p>○<b>健康相談・健康意識の啓発（健康対策課）</b><br/>                     ・健康教育（健康講座、生活習慣病予防調理実習等）、健康相談、各種健康診査、がん検診の実施<br/>                     ・地区の健康づくり組織と協働し、健康意識の啓発<br/>                     ・こころの相談実施<br/>                     ・地区自治会でまちの保健室実施（H30年度）</p> <p>（平成29年度実績）<br/>                     健康相談：<br/>                     ・ふれあいの里 28回 98人<br/>                     ・各公民館祭にあわせて 41回 995人</p>   | <p>地域診断に基づいた地域ごとの健康づくりの取組をすすめることができていない。</p>   |
| <p>○<b>介護予防・フレイル対策（長寿社会課）</b><br/>                     ・各地区公民館等で介護予防地区健康講座を公民館や地域包括支援センターと共に実施<br/>                     年間260回<br/>                     ・健康づくり地域サポーターを養成し、よなGOGO体操を通して地域での健康づくりを図る。また、地域で実践している。<br/>                     平成29年度 サポーター 278人<br/>                     ・がいなみっく予防トレーニング<br/>                     会場：18ヶ所<br/>                     ・ふらっと運動体験<br/>                     会場：3か所</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サポーターの高齢化による人材不足</li> <li>・傾向と対策をわかりやすくするため、体力測定結果等のデータを見える化する必要がある。</li> </ul>                                    |
| <p>○<b>こころの広場の実施（障がい者支援課）</b><br/>                     自宅に引きこもりがちな精神障がい者の社会参加促進のための「こころの広場」を実施している。<br/>                     （平成29年度実績）<br/>                     実施回数：年間12回<br/>                     参加者：のべ118人</p>  | <p>ひきこもりの実態把握により、社会参加を促していく必要がある。</p>  |

## 自立した生活のための居住・就労支援

地域の中で自立した生活を送るためには、安定した住まいが必須であり、そのためには、住まいの確保に関する支援と居住環境の整備の両面が必要である。

また、就労も同様に自立した生活をしていくために重要であり、就労を通じて個人の生きがいや尊厳の確立にもつながる。就労支援は、就労する人への支援と、雇用者側の理解を深め、協力を求める取組が必要である。

**【取組の例】**

- 居住に課題を抱える者への横断的な支援
  - ・生活困窮者、高齢者、障がい者、子育て世帯のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組
  - ・鳥取県居住支援協議会が実施している「あんしん賃貸事業」や「家賃債務保証制度」の活用
- 就労に困難を抱える者への横断的な支援
  - ・生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援
  - ・企業等との連携による中間的就労の取組

| 現状   | 課題  |
|--|---|
| <p>○母子生活支援施設への入所措置（こども相談課）<br/>経済的困窮、DV被害、児童虐待など多様な課題を持つ母子に対して、県内外の母子生活支援施設への入所措置を通じて自立、身の安全、心身の安定についての支援を行っている。</p>   | <p>近年、母子生活支援施設入所者の抱える問題が多様化しており、居住提供のための施設からDV被害、精神疾患等の専門・個別支援を行う施設としての役割が増えてきた。専門的知識・対応能力の強化が求められている。</p>  |
| <p>○生活困窮者自立支援事業（福祉課）<br/>生活困窮者自立相談支援事業により、生活困窮者へ住まいの確保についての支援を実施している。</p>  | <p>住まいの確保について様々な機関と連携し支援しているが、配慮を要する方の住居確保の仕組みづくりや関係機関との一層の連携協力が必要である。</p>  |
| <p>○住居確保給付支援事業（福祉課）<br/>離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はその恐れのある者に対し、賃貸住宅の家賃のための給付を行うことにより、自立に向け、安定した住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っている。<br/><b>【平成29年度末現在】</b><br/>支給件数10件、支給額1,922,000円</p>  | <p>不動産業者や市報等で広範囲に制度を周知しているものの、年々相談件数が減少している。</p>  |
| <p>○住宅に困窮する低額所得者に対する市営住宅の供給（住宅政策課）<br/>○あんしん賃貸支援事業（住宅政策課）<br/>「あんしん賃貸支援事業」は、鳥取県居住支援協議会が実施しており、専任のあんしん賃貸相談員が、賃貸住宅への入居を希望する住宅確保要配慮者の入居支援を行うほか、事業に協力する不動産店、賃貸住宅を登録し公開している。各相談窓口で住居に関する相談があった場合は、「あんしん賃貸相談員」へつないでいる。<br/>○住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（住宅政策課）<br/>住宅確保要配慮者高齢者や低所得者層等の居住の安定確保のため、民間の空き家などの改修費用を補助。整備された住宅は「入居を拒まない住宅」として登録され、低額な賃貸住宅として提供される。<br/>○鳥取県家賃債務保証事業（住宅政策課）<br/>・保証人が確保できず賃貸住宅の入居契約ができない方を支援する。</p> | <p>募集する市営住宅の数に比べ入居申し込み者の数が多いため、すべての申込要望に対応できていない。<br/>現在セーフティーネット住宅の登録件数は0件である。セーフティーネット住宅の登録制度については、現在鳥取県が周知に努めており、今後鳥取県とも協力して、周知に努めることが必要である。</p>                     |
| <p>○ひとり親家庭の住まいの確保（子育て支援課）<br/>相談者の状況に応じ、母子父子自立支援員が家探しの同行や公営住宅の申込手続きの補助を行い、支援している。また、転宅資金の貸付の相談に応じている。</p>  | <p>経済的な面から、安価な住居を求められるが、公営住宅の空きがなく、確保できない。</p>  |
| <p>○障がいのある人の住まいの確保（障がい者支援課）<br/>・低所得や保証人の確保が困難な障がいのある人の住宅確保のため、必要に応じて「あんしん賃貸事業」を活用している。<br/>○在宅生活の支援（障がい者支援課）<br/>・障がいのある人が在宅生活をするための段差解消等の住宅改良費等の助成を行うとともに、日常生活用具給付事業により移動・移乗支援用具や入浴補助用具の給付を行い、在宅で生活ができるよう支援している。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅を確保できても、障がいの状態により一人暮らしが困難だったり、管理ができず家主や近隣住民とトラブルになる場合がある。</li> <li>・住宅改良や日常生活用具の給付は基準額があるため、改修や用具の購入の全てを賄うことができない。</li> </ul> |

| 現状  | 課題  |
|---|---|
| <p>○<b>高齢者の雇用対策（経済戦略課）</b><br/>           高齢者が就労によって、地域社会において健康で活躍し続けることができる、生涯現役社会の実現を目的に、65歳以上高齢者の雇用・就業機会の開拓とマッチングをする事業を行っている。<br/>           また、当事業は高齢者の生きがい作りや社会参加の支援という意味合いも強く、就業相談の窓口では、就業に限らず、米子市ボランティアセンターやシルバー人材センターへの紹介も行っている。</p> <p>【平成30年度実績（1月末現在）】<br/>           生涯現役相談センター訪問者数 207名<br/>           求職登録者数 83名<br/>           雇用・就業・社会参加述べ数 57件</p> <p>○<b>シルバー人材センター支援事業（長寿社会課）</b><br/>           【平成30年9月末】シルバー人材センター登録者数 728人</p> | <p>高齢者を雇用することに対して、企業からの理解や積極性がやや薄い印象がある。高齢者に合った働き方（ワークシェア・時短勤務）が必要であるが、1人分の労働力を補うものと考えている企業が多い。<br/>           また、高齢者人材の掘り起こしについても難点がある。求職登録者を増やしていくためには、元気でありながら日中の在宅率が高いような高齢者にアプローチしたいが、そういった方々にメッセージを届ける機会に乏しい。</p> |
| <p>○<b>生活困窮者自立相談支援事業（福祉課）</b><br/>           生活困窮者へ就労に関する支援を実施している。</p>   | <p>一般就労に繋がりにくいケースも多くあり、中間的就労等の新たな社会資源の開発が求められる。</p>   |
| <p>○<b>生活保護受給者就労支援事業（福祉課）</b><br/>           就労支援員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施することにより、生活保護受給者の自立を支援している。<br/>           【平成29年度末現在】<br/>           支援件数89件</p>  | <p>情報端末が普及し、就労支援員を通さなくても各人でハローワークにおいて求職活動ができることから、年々件数が減少している。</p>  |
| <p>○<b>ひとり親家庭の就労支援（子育て支援課）</b><br/>           母子父子自立支援プログラム策定事業として、ハローワークと連携し、相談者の状況に応じて就職や転職へ向け、きめ細かい支援を行っている。高等職業訓練促進給付金により、就業に結び付きやすい資格の取得を促進している。</p>   | <p>利用できる支援があることを知らない相談者も多く、制度の周知が必要。</p>  |
| <p>○<b>障がいのある人への就労支援（障がい者支援課）</b><br/>           ・「就労継続支援(A型・B型)」の他、一般就労に向けた「就労移行支援」の利用を通じて、就労支援を行っている。<br/>           (平成29年度実績)<br/>           就労継続支援 のべ利用者 8,160人<br/>           就労移行支援 のべ利用者 225人</p> <p>・ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携して、一般就労への移行など就労支援体制の構築に努めている。</p>  | <p>・就労継続支援(B型)は、市内に事業所が多く利用者数に対して定員が超過しており、需給バランスがとれていない。<br/>           ・福祉的就労から一般就労への移行や定着のためには、事業主側の障がいに対する理解や合理的配慮も不可欠であり、啓発を進める必要がある。</p>  |